九州支部の研究会等への後援および共同開催に関する取決め

A. 後援

<後援助成金有り>

1. 九州支部が後援する研究会の条件は下記とする。　  
     １）開催案内が九州全域に送られること。（１県ではない）  
     ２）参加者が１つの県内でないこと。  
     ３）常に研究会運営を援助するメーカーがいないこと。ただし、1回の研究会での

講師招聘の援助などは除くものとする。  
  ４）開催案内等に、後援者として九州支部名を明記すること。  
  ５）年度末に開催報告書を提出すること。  
  ６）九州支部ホームページに開催案内を掲載すること。  
  ７）ホームページを有する研究会は、そのホームページから九州支部ホームページ

にリンクできるようにすること。

２．後援を受けようとする研究会は、１0月末日までに、「研究会等への後援申請書」を提出し、理事会の承認を得る。

３．後援を受けた研究会は、年度末に開催報告書を提出すること。その内容は、研究会名、開催日、開催場所、内容、参加人数と県別内訳とする。

４．後援助成金は、１研究会につき　30,000円とする。

<後援助成金無し（名義後援のみ）>

１）後援を受けようとする研究会は、「研究会等への後援申請書」を提出し、理事会の承認を得る。

２）一度許可を得ると継続して名義は使用できるが、研究会にふさわしくない活動があった場合は後援を取り消すこともある。

３）開催案内等に、後援者として九州支部名を明記すること。

B. 共同開催

１．九州支部が共同開催する研究会の条件は下記とする。　  
 　 １）開催前年度の第3回九州支部理事会までに各コミュニティ長あるいは支部理事に

より共同開催が起案され理事会の承認を得ること。  
  　２）常に研究会運営を援助するメーカーがいないこと。ただし、1回の研究会での講

師招聘の援助などは除くものとする。  
  　３）開催案内等に、共同開催として九州支部名を明記すること。  
  　４）収支決算の収入の項目に九州支部助成金を記載し提出すること。  
  　５）九州支部ホームページに開催案内を掲載すること。  
  　６）ホームページを有する研究会は、そのホームページから九州支部ホームページに

リンクできるようにすること。  
   
２．共同開催による研究会への助成金は30,000円とする。

理事会承認　2025年2月23日

付記：この取決めは、2025度の後援および共同開催から適用する。